

障害者虐待防止法の改正を求める意見書

令和2年に発覚した神戸市内の精神科病院における虐待事件をはじめ、医療機関等における卑劣な障害者虐待事件は後を絶たない状況となっている。

この事件を受けて、厚生労働省が都道府県と政令指定都市を対象に実施した調査によると、精神科医療機関において虐待が疑われる事案は、平成27年度から令和元年度までの5年間に全国で72件あったとされているが、そのうち医療機関からの通報で把握したケースは半数未満で、実際にはさらに多くの事案が存在したと考えられている。

現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）において、虐待発見時の行政機関への通報義務は、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待には課せられているものの、医療従事者等による虐待は通報義務の対象となっておらず、このことが、障害者虐待事案が発覚しづらい背景になっているとの指摘がなされている。

障害者虐待の防止等に関する施策をさらに促進させ、障害者の権利利益を擁護するためには、医療従事者等による虐待についても通報義務の対象に加え、虐待を早期に発見し、対応していくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の行政機関への通報義務対象に、医療従事者等による虐待を加えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		